

平成19年度上半期における景品表示法の運用状況及び消費者取引の適正化への取組(概要)

平成19年10月30日
公正取引委員会

第1 景品表示法事件の処理状況

1 公正取引委員会

(1) 処理件数

平成19年度上半期(平成19年4月～9月)における景品表示法事件の処理件数は、排除命令22件及び注意239件の合計261件

なお、平成19年10月に排除命令1件及び警告2件を行い、10月30日現在、排除命令は23件、警告は2件

排除命令は、すべて不当表示に関するもので、生命保険の支払条件に関する不当表示、牛肉詰め合わせ商品の内容に関する不当表示、衣料品の原材料に関する不当表示等、商品・サービス選択における国民のニーズの動向を踏まえた事件処理を実施

(2) 排除命令

- | | |
|----------------------------------------------|-----|
| ・ 牛肉詰め合わせ商品の内容に関する不当表示 | 1件 |
| ・ 資格取得講座で取得できる民間資格の内容に関する不当表示 | 1件 |
| ・ ガラス製品の原産国に関する不当表示 | 1件 |
| ・ 染毛料の染毛効果に関する不当表示 | 4件 |
| ・ 洗桶による浴室等のカビ抑制効果に関する不当表示 (景品表示法第4条第2項適用) | 12件 |
| ・ 衣料品の原材料に関する不当表示 | 2件 |
| ・ 使いすてカイロの発熱効果の持続時間に関する不当表示 | 1件 |
| ・ 生命保険の支払条件に関する不当表示(10月) | 1件 |

2 都道府県

都道府県が平成19年度上半期に景品表示法の規定に基づき指示を行った件数は6件

第2 消費者取引の適正化への取組

1 景品表示法への団体訴訟制度の導入に関する検討

公正取引委員会は、団体訴訟制度の導入について検討を進めるため、平成19年5月から6月にかけて「団体訴訟制度に関する研究会」(座長 古城誠 上智大学法学部教授)を開催し(全5回)、同研究会報告書を公表(平成19年7月12日)

| | |
|--------|-----------------------------------------------------------|
| 問い合わせ先 | 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 |
| | 景品表示監視室 電話 03-3581-3377(直通)(本文第1関係) |
| | 消費者取引課 電話 03-3581-3375(直通)(本文第2関係) |
| ホームページ | http://www.jftc.go.jp |

本報告書においては、景品表示法違反のうち不当表示に対する差止請求権を一定の消費者団体に付与する制度の創設について、具体的な制度設計を進めるべきであるなどとされ、本報告書を踏まえ、法制度の整備が必要な事項について検討を進めるに当たり、本報告書における検討事項に対する意見募集を実施。提出された意見のうち、主な意見の概要及びそれらに対する公正取引委員会の考え方を整理し、公表（平成19年10月16日）

また、本報告書の提言、提出された意見等を踏まえて検討を行い、「独占禁止法の改正等の基本的考え方」（平成19年10月16日公表）において、「景品表示法上の不当表示につき、一定の消費者団体による差止請求制度を設ける。」との方針を示したところ

2 公正競争規約の設定等

平成19年4月に、新たに「しょうゆの表示に関する公正競争規約」を認定（次の事項等を規定）

- ・ 必要表示事項（名称，原材料名，内容量，賞味期限，事業者名等）
- ・ 特定事項の表示基準（特定原産地のもの，有機農産物を原材料に使用した旨等）
- ・ 特定用語の使用基準（「長期熟成」，「手造り」，「丸大豆」，「無添加」等）
- ・ 不当表示事項

平成19年9月末現在，規約数は計105件（景品38件，表示67件）

3 諸外国との連携

公正取引委員会は、OECD加盟国を中心とした諸国の消費者保護機関等から成るICPEN（消費者保護及び執行のための国際ネットワーク）の枠組みの下で行われるInternational Internet Sweepに参加するなど、諸外国の関係当局と連携

平成19年度上半期においては、平成19年9月に、「Who can you trust?（誰を信用しますか?）」をテーマとして実施されたInternational Internet Sweepに参加し、公正取引委員会が委嘱している電子商取引調査員から計339件（252事業者320サイト）の報告を受理

4 景品表示法の普及・啓発，消費者団体との意見交換

景品表示法の普及・啓発及び同法違反行為の未然防止の観点から、事業者団体、消費者団体又は地方自治体主催の景品表示法に関する講習会等に講師を派遣しているところ、平成19年度上半期においては計51回講師を派遣

また、全国各地の消費者団体との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、意見交換を行うことにより、適切な政策運営に役立てているところ、平成19年度上半期においては、全国各地の消費者団体との懇談会を11回開催したほか、全国規模の消費者団体との懇談会を4回（うち3回は3団体と個別に懇談）を開催